

浜松市景観重要樹木事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、景観法(平成16年法律第11号。以下「法」という。)第28条及び浜松市景観条例(平成21年浜松市条例第102号。以下「条例」という)第28条の規定に基づく景観重要樹木に係わる事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第2条 市長は、法第29条第1項の規定に基づき景観重要樹木を指定するときは、指定同意書

(第1号様式)によって、同意を得るものとする。

2 市長は、景観重要樹木の指定の提案があった場合、提案書及び現場審査を実施し、当該樹木を景観重要樹木に指定しないことを決定したときは、法第29条第3項の規定により、提案者に対してその旨及びその理由を、結果通知書(第2号様式)により通知するものとする。

3 市長は、景観重要樹木を指定したときは、法第30条の規定により、所有者等に対してその旨を指定通知書(第3号様式)をもって通知するものとする。

(原状変更に対する許可)

第3条 市長は、現状変更の申請がなされた場合、浜松市景観条例施行規則第21条及び景観法施行規則第14条の規定に基づく書類の審査、及び書類だけでは行為の内容が判断できないものについては申請者等の立ち合いの下、現地確認を実施しその申請内容の審査を行うものとする。

2 市長は、法第31条の規定により申請のあった行為について許可した場合は、申請者に対して、現状変更行為許可書(第4号様式)を交付するものとする。

(原状回復命令)

第4条 市長は、法第32条の規定により原状回復を命ずるときは、所有者に対してその旨を原状回復命令書(第5号様式)をもって通知するものとする。

(解除)

第5条 市長は、法第35条第2項の規定に基づき景観重要樹木の指定を解除するにあたっては、当該樹木の所有者等の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要樹木の指定を解除したときは、法第35条第3項において準用する法第30条第3項の規定により、所有者に対してその旨を指定解除通知書(第6号様式)をもって通知するものとする。

(報償金の交付)

第6条 市長は、条例第44条の規定に基づき、景観重要樹木の所有者等に対して報償金を交付することができる。

(報償金の額)

第7条 報償金の額は、次のとおりとする。

(1) 1本当たり年額1万円

(2) 複数で指定されているものに関しては、1本当たり年額1万円とし、上限は年額5万円とする。

2 年度の途中において景観樹木を指定し又は解除したときの報償金の額は、月額で計算した額(100円未満の端数は、切り捨てる)とする。この場合において、その期間が1ヶ月未満であるとき又はその期間に1ヶ月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(報償金申請の手続き)

第8条 所有者等は、指定報償金交付申請書(第7号様式)に管理状況報告書(第8号様式)を添えて、定められた期日までに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認める場合は、景観重要樹木に対する報償金の交付を決定し、申請者に決定通知書(第9号様式)をもって通知するものとする。

(報償金の取り消し等)

第9条 市長は、報償金の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、報償金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又は交付した報償金の返還をさせることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正な行為によって交付を受けようとしたとき。

(3) 市税を滞納しているとき。

附 則

この要綱は、平成21年 5月 1日から施行する。

この要綱は、平成22年 3月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年 7月 1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所

所有者 氏名

印

電話番号

景観重要樹木指定同意書

私が所有する次の樹木について、景観重要樹木として指定することに同意します。

記

所在地		
樹木の特徴	樹種	
	1.5メートルの高さ における幹の周囲	m
	高さ	m
	その他	

第2号様式（第2条関係）

浜松市指令第 号
年 月 日

様

浜松市長

景観重要樹木指定についての結果通知書

ご提案いただいた樹木につきましては、下記の理由から景観重要樹木として指定されませんでしたので通知します。

記

提案された樹木の樹種	
提案された樹木の所在地	
指定しない理由	

第3号様式（第2条関係）

浜松市指令第 号
年 月

日

様

浜松市長

景観重要樹木指定通知書

景観法第28条第1項の規定により、下記の樹木について、景観重要樹木として指定します。

記

指定年月日及び 指 定 番 号	
樹 種	
樹木の所在地	
樹 木 の 特 徴	樹高
	幹周（地面から1.5mの高さ）
	枝張り
所 有 者	住所
	氏名
	連絡先
摘 要	

第4号様式（第3条関係）

浜松市指令第 号
年 月

日

様

浜松市長

景観重要樹木現状変更行為許可書

このことについて、景観法第31条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

指 定 番 号	
樹 種	
樹木の所在地	
現状変更の内容	
行 為 の 期 間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
許 可 条 件	

第5号様式（第4条関係）

浜松市指令第 号
年 月

日

様

浜松市長

景観重要樹木原状回復命令書

景観法第32条第1項の規定により、下記のとおり原状回復をすることを命じます。

記

指 定 番 号	
原状回復の内容	
現状回復の期限	年 月 日
その他必要な措置	

第6号様式（第5条関係）

浜松市指令第 号
年 月

日

様

浜松市長

景観重要樹木指定解除通知書

景観法第35条第1項又は第3項の規定により、下記の樹木の指定を解除します。

記

指 定 番 号	
樹 種	
樹木の所在地	
樹木の所有者	住所 氏名 連絡先
解除年月日	

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先） 浜松市長

住所 千
浜松市 区
申請者氏名
電話番号

景観重要樹木指定報償金交付申請書

浜松市景観重要樹木報償金支給要綱第8条の規定により、下記の通り、指定報償金を交付されるよう申請します。

記

- 1 指定報償金 円
- 2 樹 種
- 3 本 数 本
- 4 指 定 番 号 景観重要樹木 第 号

管 理 状 況 報 告 書

指定番号	景観重要樹木第 号
所有者または管理者 の住所氏名	住所 氏名
樹木の所在地	浜松市 区
樹 種	
景観重要樹木の 管理の状況 (各項目について、 又は のどちらか に をつけてくださ い。 の「実施」に をつけた場合は、 実施回数を記入して ください)	<p style="text-align: center;">(どちらかに)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除草、清掃 実 施(回) 未実施 ・病虫害防除 実 施(回) 未実施 ・施 肥 実 施(回) 未実施 ・剪 定 実 施(回) 未実施 ・樹木の育成状況 良 好 不 良
その他、樹勢維持の ために実施したこ と、また今後の植栽 計画があればご記入 ください。	
備 考	

第9号様式（第8条関係）

浜松市指令第 号
年 月 日

様

浜松市長

景観重要樹木報償金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった報償金については、下記の通り交付決定しましたので、浜松市景観重要樹木報償金支給要綱第8条の規定により、通知します。

記

1 指定報償金 円